

このため、政府といたしましては、石油製品の需要動向に見合った石油供給計画の策定や、石油製品価格水準の是正を図るための標準額の設定を行い、量と価格の両面から対策を講じてきたところであります。

しかしながら、わが国の石油産業は、多数企業による過当競争の弊害の発生等構造的な問題を抱えており、石油の安定供給の確保を図るためには、いま申し上げました量及び価格面からの対策に加えて、石油産業の構造改善が図られることが必要であります。

石油産業の構造改善は、石油企業がみずから行うものであります。構造改善の必要性に加え、国民経済及び国民生活における役割など石油産業の重要性を考慮いたしますと、政府といたしましては、石油企業が行う構造改善を支援する体制を整えることが必要であると考えております。このため、石油開発公社が構造改善事業に要する資金の出資及び融資を行うこととする次第であります。

今回の石油開発公社法の一部を改正する法律案は、以上のような趣旨のもとに、石油開発公社の業務として、新たに石油製品販売業に係る構造改善事業に要する資金の出資及び貸し付けを行う業務を追加することとし、所要の改正を行おうとするものであります。

これは、国内における製品需要の動向や販売面における実態等にかんがみ、まず、石油産業の販売面における構造改善を図ることが肝要であると判断したことによるものであります。

以上、この法律案の提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(柳田桃太郎君) 次に、補足説明を聴取いたします。増田資源エネルギー庁長官。○政府委員(増田実君) ただいま大臣が御説明申し上げました提案理由及び要旨を補足して簡単に御説明申し上げます。

わが国は、石油供給のほぼ全量を海外に依存し

ており、かつ、一次エネルギー供給の約七五%を石油に依存している事情から、国民生活の向上と国民経済の発達のために、石油の安定供給の確保は不可欠の要請であります。

このような観点から、政府は、石油の安定供給を石油政策の最重要課題として、その推進に努めてきたところであります。昭和四十八年秋の石油危機以降の流動的な石油事情の中において、わが国への石油供給の役割を担うべき石油企業は、その経営を著しく悪化させており、これを放置しておきますと石油の安定供給の確保が困難となるおそれがあります。

特に、わが国経済全体が石油危機後の経済状況を脱し切れていない現状におきましては、石油産業の環境の整備が重要であります。

したがって、政府といたしましては、昨年四月に作成いたしました石油供給計画を、その後の需要動向に応じて、昨年九月には見直しを行い、また、昨年十月の原油価格上昇に対処し、石油製品の標準額を設定した次第であります。しかしながら、わが国の石油産業が直面しております問題は、多数企業の存在から生ずるいわば構造的な問題であります。

すなわち、わが国の石油企業は、いわゆるメジャーのような大きな原油調達力を持たず、原油確保面でも多大の負担を負っており、また、国内販売面においても、特に近時のような大幅な需要増が見込まれない状況下では、過当競争の弊害が目立っております。したがって、前述のような量及び価格面からの対応のみならず、石油産業の構造改善を進めることが必要であります。

このような石油産業の構造改善は、石油企業みずから進めるべきものであることは申すまでもございせんが、石油産業の経営基盤の確保が、石油安定供給の確保上不可欠であること及びその安定供給が、国民生活と国民経済を支えるものであることなどを考慮いたしますと、政府といたしましては、石油産業の構造改善を支援する体制を整備することが必要であります。このため、こう

した石油産業の実態にかんがみまして、石油開発公社が、構造改善事業に要する資金の出資及び融資を行うこととした次第であります。

次に、この法律案の要旨を補足して御説明申し上げます。

この法律案は、石油企業が行う構造改善を支援するために石油開発公社の業務として、石油産業の販売面における構造改善事業に必要な資金を出資及び融資する業務を追加することとしており、これに伴う所要の改正を行うこととしております。

これは、上述のような国内における製品需要の動向や販売面における実態等にかんがみまして、まず、石油産業の販売面における構造改善を図ることが肝要であると判断いたしましたことによるものであります。

以上、この法律案につきまして、提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げます。

何とぞ、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(柳田桃太郎君) これより質疑に入りま

す。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○鈴木力君 私、御質問申し上げる前に、委員長にお断りをひとつしておきたいと思うんですが、先ほどの委員長の御説明にもありましたように、きょうの最終日をできるだけ早く常識的にという若干の御質問を申し上げたいと思うんですが、これからの条文だけをどうこういじってみるということには余り大きな意義のあることではないような気がいたします。そういったしますと、この石油開発公社を中心にしていままでの日本の石油政策といいますが、石油の問題が歩いてきておる、そういうことを少し掘り下げて検討してみらる中で、公社の役割が何なのかということをもう一度議論してみ

る必要があるのではないかと感じがいいたします。

もちろん、直接の法案でありますと、これも後で御質問で触れましたけれども、どうしてもいまの趣旨説明にもありましたように、大体構造改善は石油業界がするべきもので、それを政府が支援するのだと、この趣旨は十分理解できるわけです。

そういったしますと、この法案を審議いたします場合には、やはり第一義的にやるべき業界の皆さんも参考人という形ででも審議に御参加をいただくとか、そういうことが必要であると実は私は考えるんです。しかし、いま委員長からのお話がありましたような事情でございますから、これはできない相談であります。

そこで、冒頭に申し上げましたように、この法案は採決をきょうはすると思っておりますけれども、採決をしたこととおしまいにせずに、後の機会に、臨時国会があるとすればその機会なり、あるいは休会中なり相当委員長に御配慮をいただきまして、こういう問題を時間をかけてさまざまな角度から審議したいと、そういう機会をぜひお

つくりたいと、委員長は私のお願いを申し上げまして、委員長は私のお願いを実現してくださるだろうという前提のもとに、できるだけ簡単に、将来の私が審議に参加していくための必要な事項といった角度から若干の御質問を申し上げたい、こう思うわけでございます。

まず、一番先にお伺いしたいのは、これはもういつの場合でも同様のことだと思っておりますけれども、法案に入ります前に大臣に一つお伺いしたいんですが、何と申しますか、石油政策の基本的任務といえますか、これは趣旨説明やなんかでも、あるいは審議会の答申やなんかにも大体文章では私は拝見はしておるんですが、きょう伺いたいのは、将来の日本の石油というものの安定供給という言葉で表現をされておる、そういうための青写真というものを政府が持つておるかどうかというところなんです。たとえば、業界の構造改善なら構造改善ということではいま言われておりますけれども、その場合にもいろいろで、一体どういうところのものをつくればそれが最終の

目標であって、そこへいくためにこれをやるんだ、この次にあれをやるんだという、そういうものをもちながらどうか、まずお伺いしたいと、こう思います。

○国務大臣(河本敏夫君) まず、石油に対する政府の基本的な見解でございますが、御案内のように、いま日本の全エネルギーに占めます石油の占める割合は約七八%でございます。しかし、先般の苦い経験にかんがみまして、この依存率というものをできるだけ減らしていきたいということを最大の課題と心得ております。昨年一年かかりまして、いろいろ政府の方では総合エネルギー対策閣僚会議等を開きまして検討いたしました結果、十年後には七八%という現在の依存率を、六三%までぐらゐ減していきたいということを第一に考えております。よその国でもっと減しておるようであります。日本の場合いろいろ特殊事情がございますので、この程度まで減すということが最大限でございます。ここまで減すのにもいろいろな努力、工夫が必要であります。

それから第二は、依存率を減した後、石油の安定供給ということを考えなければならぬということが第二でございます。安定供給を考えていきますためには、やはり輸入先をできるだけ分散をしていく、たとえば中東中心の依存率というものを今後は中国原油、あるいはまた、北海でも英国が中心になりまして開発を進めておりますが、北海原油の輸入、あるいはまた、まだ正式の話はございませんが、アラスカ原油の輸入とか、こういうふうな中東以外の輸入先というものをできるだけ開発していくということが第二でございます。それからさらに、同時に開発政策というものは、これはもうどうしても必要でございますが、実情に合った開発政策というものを進めていく。現時点における開発政策というものは、私は必ずしも実情に合っていないと思います。有効に資金が使われておるとは思いません。最も有効に資金が使われるような形で、実情に合った開発政策を進めるといふことが必要だと思ひます。

それからもう一つは、先般の苦い経験にかんがみまして、備蓄についても重要に考えていく必要があるのではないか、こう思ひますし、それから消費の問題についても、またさらに一層研究する必要があるかと思ひます。

こういうふうないろいろな対策が考えられるわけでありまして、同時に、あわせて国内の石油業界そのものの体質強化ということが当然必要になってくるわけでございます。昨年の秋にはOPPECの値上げ、為替の変動、それから国全体の不況、こういうことが重なりました。石油業界は崩壊寸前に瀕しまして、このままでは国の石油の安定供給ということがむずかしくなる、こういう事態の非常な危険が考えられましたので、御案内のように需給関係の再調整、あるいはまた標準価格の設定等いろいろ手を打ち、さらにまた、政府の方も需要家に対して石油業界再建のために協力してもらおうという話等もいたしまして、ようやく危機を脱しまして小康状態にいまなっておりますのが現状でございます。しかしながら、体質の強化ということとはまだその後全然進んでおりません。このためには、構造改善、体質の強化策ということが必要になってくるわけでございます。そのことによりまして本当の意味での安定供給ということが可能であると思ひます。

今般お願ひをしております法案も、この構造改善事業、体質改善事業というものをスムーズに進めるために一連の対策が必要でございます。そういう趣旨からお願ひをしておるわけでございますが、しからばどういふ写真真を描いておるかというところでございますが、現在までのところはまだ最終的な写真真というものはございません。それはなぜかといふと、やはりこの業界の再編とかあるいは構造改善事業というものは、業界自身の自主的な判断によりまして、業界自身に話し合いによって大体的方向を打ち出してもらいたい、その大体的方向ができれば、それに対して政府は今般御審議いたしております法律を通して

ていただきましたならば、この法律によりまして支援体制をつくっていく、こういう考え方でございます。

○鈴木力君 いまの御答弁をまたもう少し具体的に細かくお伺いしますと、ここだけでも時間になつてしまふと思ふんですが、私はいまあえて大臣にこういうことをお伺いいたしましたのは、どうも私が素人なためにそういう感じを持つたかもしれませんけれども、いままでの政策というより石油政策に基づく行政をたどつてみますと、何となしに先の方を見ずに、やや近視眼的な行政が行われてきて、そしてそれがその時期になりますと、行政の軌道修正、軌道修正と、こういう形で今日まで歩いてきたのではないかと、そう言う、全然行政がだめだったと言つてもいいかもしれませんけれども、少なくともそういうきらいがあったのではないかと感じがするんです。

たとえば、いま大臣が業界の体質強化、これはもちろん体質は強くなければいけないことは、私ももちろん程度知つてはいるつもりであります。ただ、その業界の体質強化をいま叫ぶといふことと、業界の乱立状態を何とかしないといふこと、この法案の対象は販売の部門でありますから、直接はこの法案とは関係がないかもしれません。この石油開発公団が今日までずっといろいろな行政をやつてきた、いろいろな施策をやつてきた、その中の開発の任務を与えられておつて、そして海外の開発に従事してきたといふんです。開発を業務としてきたスタートから大乱立をさせて、しかも弱少と言ふようなそういう企業にも石油公団の出資あるいは融資ということが行われてきたのではないかと。

そういういたしますと、すべてがそうだとはいへないにしても、少なくともいま業界の体質強化といふことが重要な課題になっておるけれども、一歩やっぱり振り返つてみて、これはこの石油公団をつつていろいろやつてきた政府の行政にもある程度は責任を持つべきものがあるのではないかと。その

の乱立ということをだれがしたのかと、私がそういうことまで聞いた方がいかもしれません。それのみとはいへません。こういう点についてはいかがですか。

○国務大臣(河本敏夫君) 昭和三十一年に石油業法ができました、引き続き四十二年に石油開発公団法が成立したわけでございますが、それ以降の政府の石油政策あるいはまた石油開発政策を見ますと、振り返つてみまして反省すべき点が幾つかあったと思ひます。しかし、反省すべき点は反省すべき点といたしまして、先ほど申し上げましたように、石油の安定供給ということが非常に大きな課題でございますので、石油の安定供給を図る意味におきまして、今回この法律案を新たに御審議をいただいておりますわけでございます。

○鈴木力君 私は、いままでの反省が足りないからこの法案はけしからぬというつもりで御質問申し上げたわけじゃない。ただし、反省は反省として、まずこれをという姿勢を繰り返してきつたことが今日のさまざまな問題を誘発しておつた一つの政府の姿勢でもなかつたのかということをおは言ひたい。

具体的に若干御質問申し上げますけれども、これは開発でありますけれども、たとえばいま石油公団が融資をいたしまして、あるいは石油公団が出資をして、いわゆる民族系の開発事業団が統々と事業なさつておる。時間がありませんから細かいことを一々申し上げませんけれども、何かおそれる。その六十社が活躍をしておられる目的は、多分私がいままで得た知識といふんです、私のあれでは自主開発の原油を、輸入原油といふんです、総原油量の三〇%が目標でスタートをしたというふうな聞いておるんであります。しかし、それがいま現実には一〇%ぐらいのところである。原油の生産高になっておる、こういうふうにも聞いているんですけれども、しかし、それならそれで、もちろん短期間にそう簡単に目的に到達するなどというものはこの種の企業、事業で私はそ

う期待する方がむしろ無理だ、時間もかかるだろうし、特にボーリングをして油田を、油脈を見つけてそれからやっていくわけですから、ある場合には失敗する、これも当然だと言え言えるわけです。ただし、そういう中でも、その目標に到達し得ない、これは三〇%なら三〇%という目標を立ててスタートをしておるなら、この後何年後ぐらいにはその目標に到達するような見通しがあるのか、手だてがあるのか、もしあればちょっとまず承ておきましようか。

○政府委員(増田実君) 昭和四十二年に石油開発公団が発足いたしましたときは、将来の日本が輸入いたします石油の三割を自主開発の原油に持つていく、そのために石油開発公団から海外における探鉱開発事業に對しまして融資、出資によります促進を行う、こういうことでございます。

それが、現在石油開発公団が発足いたしましたから約十年ばかりたつておるわけでございまして、その実績を申し上げますと、現在の日本の総輸入量の中で自主開発原油と申しますのは、先ほど先生からもお話がございましたように、大体一割でございまして、これを今後できるだけ多くするという方針はとり続けるわけでございまして、ただ、最近のいろいろの事情から言いますと、日本の手で掘りますまいわゆる自主開発原油を三割まで達成するということは、私は非常に困難になつてきておるんじゃないかと思ひます。

そういう意味で、この一割をできるだけふやす努力を石油開発公団を中心としてなおもとり続けるわけでございまして、やはり世界の石油事情がいろいろの点で変わつてきております。そういう意味で産油国との間の直接取引、これには政府間の取り決めによりまして産油国から直接石油を入れる場合もございますし、また、日本側は民間ベイスでいわゆるDD取引、直接取引という形で行われるものもございます。これらの長期契約というものができれば、これも一つの安定輸入ソースというものになり得るものと考えております。そういう意味で、三割を全部日本みずからの手によつ

て探鉱開発するというところについていろいろの困難が伴いますが、しかしながら、先ほど申し上げました産油国との間の直接長期取引というものを進めまして、日本が輸入します原油の輸入ソースを改善し、これによりまして安定的な原油の輸入ができるような体制に持つていきたいというのが現在の考え方でございます。

○鈴木力君 私もそう思う。そうすると、やっぱりそういう点も将来の展望としては軌道修正をしておくべきではないか。

時間がありませんから私の考え方をちょっと申し上げさせていただきます。私は、たとえばいま休眠企業といふか、公団からの出資をして、そして三〇%を目標に国の政策ののつとつと張り切つたかもしれませんけれども、いまの休眠といふか、もう鉱区を放棄した、そういう企業が相当ある。全体から言つとパーセンテージは少ないにしても、これは公団の貸借対照表で言へば資産になつておりますから何ら支障がないようだけれども、内側を一步めくつてみますと不良資産にもなる、こういうものは思ひ切つて、いま長官が申されたような将来の目標を修正する中で整理すべきものは整理をして、そしてさらに強化していくべきものは強化していくというような、具体的な点検が私は常時なされていくべきではなかつたかというのを申し上げたわけなんです。

それからもう一つは、私の確かなあれじゃないかもしれませんけれども、たとえば自主開発で成功しておるインドネシア石油ならインドネシア石油を見ましても、さまざまこれは事情がある、これは進出する前にその事情であつたわけでありまして、インドネシアの國營プルトミナですか、との契約がありまして、あるいはアメリカの独立系のユニオンがありまして、そういう関係ではとんど日本の方にはこの原油が入つてこないんだと、しかも一方は、いまインドネシア石油の方は原油が余つて、これの売り込みにアメリカ側に大分頼み込んでおるというような話も聞いておるわけです。

そういったしますと、どうせ日本には権限がないわけですから、その油田というのは相手國にある、そういう条件がわかりつつ進出をさせておいて、あるいはしておいてと言つてもいいかも知れません。結果的には日本が三〇%を入れるんだという、その役割りには、全然なしと言へば少し酷な言い方ですけども、その役割りを果たすべき状況というのは、原油を掘り出す開発は成功したけれども、この政策のねらいからは大分はずれておる。もし私が見るとおりであるとすれば、こういう辺も点検し直す必要があるんじゃないか。何となしに、國際的に石油を開発しようことをどんなこと言つてきた、わが國も一等國、負けてなるものかといふような、その姿勢はわかるけれども、具体的にこの点検をしてみると、目的と経過と結果というものが必ずしも私はいまうまいといいたとは思へない。もちろんこれは、さてこれをだれが責任でどうしたかといふようなことを言うつもりは毛頭ございせん。石油問題というのは、いづれ成功している國であつても、これだといふ決め手をつつかんで最初からいけるという状況はどこともないわけでありまして、したがつてそう言うつもりはありせんけれども、そういう節々においての振り返つてみた点検と軌道修正が必要だ。

それで、一番先に私が大臣に申し上げたように、その軌道修正を、軌道修正、軌道修正でいつているということがまたこれが過ちを犯す危険性がある。したがつて、将来の展望というやうな、写真写しというものが簡単にできるとは思ひませぬ。しかし、そういう将来図というものを持つておいての軌道修正とかさまざまのものが必要なものではなからうかといふことを申し上げたわけなんです。本日は時間がありませんと、こういう問題をもう少し具体的に、企業一つ一つの点検をこの委員会でもしてみようといふことは有意義だと思つたんですけども、きょうの状況ではこれは後刻に回したいと思ひますが、私のそういう考え方が間違つておるなら間違つておると御指摘をい

ただいて結構であります、いかがですか。

○政府委員(増田実君) 石油開発公団が現在まで投融資を行ひまして石油探鉱開発を促進いたしております企業、約三十五社でございます。そのうちすでに数社、失敗が非常に多きつりいたしまして、先生がただいまおっしゃられましたようにその事業が休眠状態と申しますか、一応停滞の状況になつておるのがございまして。これらにつきましては、今後まあどういふように整理するかということにつきましては、会社側といふいろいろ話しておりますが、世界におきますこの石油発見の成功率も現在、これはいろいろな技術は進歩しておりますが、しかしながら、やはり埋蔵量その他の発見するいい場所といふものがそれほど残つておらない点もございまして、これはいろいろな数字のとおり方ございまして、商業油田の発見率が大体世界では二・七%ぐらいになつておりますが、石油開発公団の現在までの実績で申し上げますと大体六%ぐらいになつております。

これには、石油開発公団が融資、出資をいたします前に詳細な調査をいたしまして、この油田が確實なものであるか、どれくらい可能性があるかといふことを相当技術的検討を行ひましてから國の資金をつぎ込んでおるというやうなことでございまして、また、実際に石油開発に当たつておられる経営の方、あるいは技術者の方々が地域條件の悪いような現地におきまして非常に苦勞をして、ようやくこままでの率に達しておりますが、しかしながら、先生からお話がございましたように相當な失敗例が出てきております。それで、まあ日本が海外における石油開発に出ましたのが相當先進各國に比べておつておるから、そのやうな問題があつたこと、また、これも反省の一つの対象でございますが、資金力が必ずしも豊富でないといふことで、いわゆる世界の石油大資本が大きな金をかけまして石油開発するのに比べましては、いろいろの面で見劣りがあつた点も反省の一つの対象でございます。そういうことでございまして、今後の石油開発

体制をいかにするか、ことに先ほど挙げられましたように、非常に小さな形で出ておるといふ体制が効率の問題からいっていろいろな問題が出てきておられます。そういう意味で、今後の海外における石油開発体制の見直しというものをやっていきたいと思ひます。

それからもう一つ、インドネシアの例を先生からお話ございましたが、インドネシアの契約につきましては、これはいわゆるPS契約ということまでできておりました、昭和四十二年から四十三年にかけて契約いたしました、これは私もほかのプロジェクトと比較いたしました。決して日本側に不利な条件ではございません。むしろ現在、インドネシア政府その他から改定を要請されておるといふような点もいろいろ出てきておるわけでございます。

ただ、御指摘でありましたように、インドネシア石油、せっかく掘ったものが全部日本へ来なくてそのうちの一部分がアメリカに引き取られていくという点にいろいろ問題点がございまして、これにつきましても、需要が落ちておる点もございまして、日本における需要が回復いたしましたら、このインドネシア石油につきましても日本の自主開発原油として大いに活用される、こういうふうな考えております。

○鈴木力君 もう余り時間がないと思うんで、いづれにいたしまして、いま申し上げたような問題点なんかについても、やはりどうも点検をする必要があるような気がいたします。

それからもう一つ、私は、大臣もさっきおっしゃいましたように、おっしゃったとおりだと思ふんです。たとえば業界の構造改善というものはその業界の主導型でやるべきものであって、政府が支援をするんだと。しかし、この一つ一つをいろいろいままでのあれを見ますと、具体的には申し上げる時間があるまいが、この辺も政府の支援というか介入というか、その限界がどこなのか、どの辺なのか、私はどうも開発の部分を見たり、あるいは石油の備蓄の状況を見たり、ま

だもろん備蓄の方は動いてはいないにしても、たとえばもう備蓄いたしましたも法案が通った、まだ動き出しはしない。しかし、最終の五カ年の備蓄計画なんかはいま伝えられるところによりますと、四百万キロリットルですか、これはもう下方修正をするんだということで、審議会にかけるといふことが伝えられております。そういう形で動いておる。動いておる中で一体どういけばいいのかということなんかも、私はやむを得ないと言へばそれまでだろうけれども、基本的な将来図というもののとかかわりで検討してみるのがいいのか。

いづれにしてもいままで事情がいろいろあったからでありますけれども、やはりこの開発から輸入、精製、販売といったような機能的なものが、わが国の石油が国際的に進出をしていく、参加していくというこの出発点での検討がどうも私は少し弱かったんじゃないか。もちろん外国のメジャーならメジャーが先行していった、だが東にないても、そういう機能的なものを絵に描きながら今日まで何歩か進んだという姿の方が、むしろ私は将来性があるのではないかと、これも感じられます。こういう点も、時間がありませんから、後の機会にもう少し詳しく伺ってみたいと思ひます。

最後に、この法律案を読んでみまして、できれば具体的に一体どこどこを考へておるのかというところも伺いたいたすけれども、時間がありませんからそれは抜きにいたしますが、法律案に「当分の間」とあえて入れられた意図をひとつ伺いたい。というのは、私はいままでの法案に「当分の間」とあえて入れた原因になっているわけですね。ただ、法律的な解釈として「当分の間」とはいくつかあることをきょう言うつもりはあります。この法案にあえて「当分の間」と入れたその御意図、趣旨は何なのかを伺っておきたい。

○政府委員(増田実君) 今回御審議をお願いいたしております石油開発公団法の改正の対象となっており、構造改善のための必要な業務、これを当分の間の業務とするということになっております。この「当分の間」ということを入れましたのは、この構造改善事業を期限を区切って、その間までに必ず全部ある形で達成するというような性質の問題ではございませんので、構造改善を行いますためには、やはり先ほど大臣からも御答弁申上げましたように業界の自主性というものを待つ必要がございまして、石油業界が現状のままではもう成り立たない、構造改善が必要である、これは一般認識として石油業界の中にも認められておるところでございます。

さて、それを具体的にどうするかということになりますと、個々の会社のいろいろな問題がございまして、そういうことで、できるだけ早く構造改善が必要でございまして、その期限は限られないというところをございまして、私も「当分の間」と入れましたのは、この構造改善事業が一つの成果を得まして、これが軌道に乗るといふところまでの期間ということ、しかしながら、この業務はいつまでも行うということではございませんで、石油開発公団の附則に掲げてありますように臨時業務である、一つの成果が上がるまでの期間ということ、「当分の間」という字句をこの原案に入れた次第でございます。

○鈴木力君 私があえてこう言いましたのは、いまのように企業がこれに成功したらやめるといふことは最初からわかっているつもりです。そういうことをお伺いするつもりじゃない。ただ政府の説明に、いまこの構造改善をしなければどうにもならないという情勢からこの法案が出されておるわけでしょう。そうすると、もしも業界の意思に従って十年後もこういう状況があったら、とくに日本石油といふのはつぶれていくということじゃないんですか。そうだとすると、他の法律のように何十年たっても「当分の間」が生きていくと、いったようなのんびりしたものではないはず

です。業界主導型であるとは言いがた、おのずからこれには限度があるんです。

一体、構造改善をしなければならぬとおっしゃるのは、このままこの法案を抜きにしてはいついつ何年後にどうなるかという分析をなさったのかどうか、そういう点が本当に深刻に議論されるような御答弁は出ないはずですよ。あるいはことし中に倒れるかもしれない、来年までは何とかもつかもしれないといったような、だからこの法案が出てきておると私は思う。だから、会社側がうまくいったときはやめるんだというふうな話を私は聞くつもりじゃない。そのことは当然そういうことなんです。そのことを一言だけ伺って、あときょうは終わっていただきます。

○政府委員(増田実君) 石油産業の構造改善、体質強化というものは差し迫った問題でございまして、そういう意味で今後の集約化が必要でございまして、やはりそれに至る段階といたしまして、一つは共同事業化あるいは事業の提携というものも行い、それを通じて将来は集約化を行う、こういう段取りになるかと思ひます。そういうことで、事業の共同化あるいは業務提携というもののについてはできるだけ早くこれを推進する、こういうことになっております。

私どももいたしましては、できるだけ早くこの構造改善というものが達成されることを望んでおります。また、この法案もそういうことで支援体制を整備して、一日も早く石油の安定供給の体制を築くということでございまして、いつまでということではこのスケジュールというものは必ずしもわけてございまして、少なくとも現在もこういう体質強化のために私も取り組んでおりますし、業界の方も取り組んでおるわけでございますので、できるだけ早くこれを達成するということでございます。

○鈴木力君 やめます。
○委員長(柳田桃太郎君) 午前中の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

正午休憩

午後一時四分開會

○委員長(柳田桃太郎君) ただいまから商工委員
会を再開いたします。

休憩前に引き続き石油開発公団法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続けます。

質疑のある方は順次御発言願います。

○桑名義治君 今回の石油開発公団法の一部を改正する法律案が提起されます以前から、石油業界界の中には、政府主導型の再編が行われるのではな
いかというような声が盛んに上がっておったわけ
でございまして、また、一連のこういった行政指
導の中から、恐らく最終的にはそこに目標がある
んだろう、こういうふうに言われておりまして、
業界界の中でも強い反発があったことは事実であり

ます。したがって、午前中の質疑の中にも、
ございましたけれども、いわゆる探鉱から採取、精
製、販売、こういった一元性がないというところ
が指摘されたわけでございますが、もし、そうい
う再編あるいは和製メジャー的な方向へ進めてい
くとするならば、このような公団の一元化という
ことも当然また考えていかなければならない問題
ではないか、こういうように考えるわけですが、
最終目標をどこに置いていらっしゃるのか、その
点をまず伺っておきたいと思います。

○政府委員(増田実君) 石油がエネルギーにおいて非常に大きな地位を占めますし、また、このエネルギーの確保というものが国民生活、国民経済の維持発展のために非常に必要であるということから、この石油産業を強化しなければならぬところから石油構造改善の問題がございますが、ただいま桑名先生から御質問のありました開発、精製、それから販売という一元的な石油産業体制というものについてどういうふうにかえるかということにつきましてお答え申し上げます。

諸外国におきましては、大体一元化と申しますか、先ほどの開発段階から販売段階まで一つの企

社が一元的にやっておるといふのが非常に多うございます。ところが日本では、いわゆるダウンストリーム、アップストリームの分離というものが行われておりまして、精製は精製販売だけ、それから開発の方は、一部は精製業者の資本が入っておりますが、大部分はむしろそれと別に、開発のみをやるという形になっております。これが非常に日本の石油産業全体を弱体化しているのではなからいかという問題もいろいろ出ております。

そこで、今後の私どもの考え方といしましては、まず、その開発につきまして、けさほどもいろいろ問題が出ましたが、六十数社という開発体制、これでは資本とか技術の総力をあげて強力に開発するのについていろいろ問題があるということとで、私どももこれを反省し、また、今後の開発体制をいかに進めるかということを現在検討しております。

それから同時に、むしろこれを今後直ちにや
なければならぬ問題でございますが、石油の販
売体制というのがいろんな問題でございます。この
販売の中のスタンドの問題につきましては、スタ
ンドに対する行政指導、それからまた、新しい法
律でやるべきではないかということで、今国会に
も揮発油業法というものを政府提案で出ておりま
すが、しかしながら、一番問題になりますのは、
いわゆる元売販売のところいろいろな問題があつ
て、個々の過当競争、それから外資系と民族系と

の差というものが、石油産業が石油の安定供給確保を行うだけの力を失ってしまおうという点に非常に問題が出ておるわけでございます。

いままで申し上げましたようなことから、まず、この元売販売のところの強化を図ること、それから、先ほど申し上げました開発の方を強化する、これができるだけ早くやっていきたいと思ひます。そして、その仕上がった形で先ほど申し上げますように、それの開発から販売までの一元体制がいいのかどうか、またそれが実情に沿つて、しかも効用を上げ得るかどうかということで考へていきたいと思います。そういう意味で、直ちに日本に和製メジャー

というものをつくるという結論でなくて、まず先ほど申し上げました開発の方の強化、構造改善、それから販売、元売のところの構造改善を行う、その仕上りのところで今後の一貫化その他の問題に取り組んでいきたい、こういうふうに思っております。

○桑名義治君 今回の石油製品販売業の構造改善ということは、もう一ぺん裏を返して考えてみますと、再編成につながるというふうに考えられないことはないわけでございます。新聞の報道さへされている内容を見ましても、一応石油安定供給を図るためにいままでの現在の五社の民族系企業を二、三グループにいわゆる編成をするんじゃないか、これも通産省主導型というような感じでございいますけれども、通産省としては、いろいろなことうやったいま提出されております書類なんかでは、一応民間主導型で行うというふうには書いて

おります。しかし、いろいろなままでの経過
にあるいはまた態様なりを考えてみると、政府主
導型のもとに行われるのではないか、こういうこ
とはどうしても払拭できないわけでございます
が、その点はどういうふうにお考えになっていら
っしゃいますか。

○政府委員（増田実君） 石油産業の再編成を行わ
なければ、石油の安定供給確保体制というものは
非常に問題点を含み、また、そのためにもし何らか
の供給削減その他が起きましたときには、取り返

しのつかない問題になるんじゃないか、こういうふうに思っております。そういうことから私どもは、この石油再編、集約化というものが一日も早く仕上がることを望んでおるわけでございますが、ただ、これを行いますのは民間企業でございます。実情に合った、また一番効率の上がるような再編、集約化でないと、むしろこれは政府が強制して行いまして、かえって、先ほど申し上げました石油の安定供給体制に逆にひびが入るといふような結果にもなるわけでございます。

そういう意味で、石油産業につきましては、各企業の自主性、創意、あるいは効率を尊重したいん

まして、そうして石油の安定供給の責任を果たすためには、こういう構造改善をしなければならぬという結論をみずから出し、これに対して政府が支援するということで、政府主導型ではなくて、民間が自己の供給責任というものから、現在の体制で悪いということを十分認識し、そこから

この問題につきましては、もちろん私も各石油業界の方々には、この構造改善の必要性ということとは十分お話しするつもりでございます。また、それを推進するつもりでございますが、ただ、どこの会社とどこの会社が一緒にになり、またいつ一緒になるということにつきましては、これはやはりその企業の運命にもかかわる問題でございますので、相当慎重に、しかも十分な判断の上

で行わなければなりません。そういうことで、自主的に構造改善の具体策を民間が行い、これに對して政府がブツシュする、推進する、こういう形でやっていきたいと思っております。

○桑名義治君　いまの御答弁では、通産省としては、一応民間主導型の石油再編成を行うというお考えであるようですが、果たして、いまのような状態の中で自主的な再編が行われるかどうかというところにも一つの疑問点はあるわけでございます。

それは、いままでの経過から一定考えられる結論的なものでございますけれども、もともと石油業界そのものにいわゆる再編問題が起つてきたのは、オイルショック後、メジャー系の企業といは間に大幅な原油輸入価格の差が生じて、あるいは民族系企業の中には、企業の存続さえも危ぶまれるような状況にあるということとは、午前中の質疑の中にも出てきた問題ではございます。そこでまた、いままでの開発等についても非常に失敗をしている、効率が悪いというふうな状況下にあるわけでございます。

政府はいままで、石油業法による標準価格の設

定という手段で一応石油価格の引き上げをする、その見返りとして業界に再編を課したものである、こういうふうな一般的な理解もまた一面あるわけでございます。そこで、最近では石油製品の値上げで企業収益というものが一応またよくなってきた。そこで、石油業界が再編についても非常に消極的になってきたというふうにも言われているわけでございますが、石油業界の再編の最近の動き、いわゆるその状況ですね、それと具体的な見通しについてどうにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(増田実君) 昨年の十月、OPECの値上げがございまして、この値上げがそのまま実施されますと、すでに大幅赤字を抱えております石油業界にさらに赤字要因がふえるということ、このままでは企業が成り立っていかない、崩壊するというところで、私どもの方も石油産業というものの重要性ということから、やむを得ず、緊急臨時措置として標準価格を設定いたしましたわけでございます。

ただ、この標準価格につきましては、現在五月十三日付で外しております標準価格制度はないわけでございますが、石油業界の構造的な問題点は、そのときと現在、これは変わっておりません。崩壊寸前であったというふうな非常に危機的状況から、もちろん小康状態に脱しておりますが、しかしながら、現状を見ますと、外資系の企業につきましては、これはガソリンの売る比率が多いということも非常に大きな理由でございまして、やはりあいにく経営が有利になっておりますが、民族系の企業につきましては、依然として赤字が続いている。大幅な累積赤字を抱えたままになっている。しかも先ほど申し上げましたように、外資系と民族系の差がますます開いてくるというふうな状況になっております。

このまま放置いたしますと、石油の安定供給という責任を担っております石油産業というものが、その責任を果たし得ないような状況になってきておるわけでございます。これにつきまして、

去年の十月、十一月ごろは、再編の問題が非常に火がついたようになっておったわけでございまして、それにつきまして標準価格が出ました以降、小康状況になりまして、若干業界としては一息をついている、すぐにとという問題より、このままであればどうにもならないという、若干差が出てきております。そういう意味で、再編の問題につきましても、やはりここで今後の石油産業のあり方というものでじっくり考えて、そうして最もいい形の再編成を仕上げてもらいたいと思っております。

それで業界の方は、標準価格で価格が戻ったから、もう再編は知らないとか、あるいは、あのときは苦し紛れに言っていたけれども、もうこういう状況になれば再編は必要ないという空気は、それは一人もいないとは申し上げませんが、私ども最近各経営の責任者の方々、あるいは下部の方々も会っておりますが、やはり石油産業は、このままでは成り立たないし、また、石油の安定供給責任を果たすためには何かしなければならぬということについては、各石油産業の上部の経営者の方々にについては、一般的な認識になっておる、こういうふうにしては一般的に認識になっておる、こういうふうにしては一般的に認識になっておる、今後再編は着実に進んでいくものと思っております。

これに對しまして政府としても、そういう安定供給を確保するための再編を業界が自主的に行うというときに、ただこれを黙って見ているとか、あるいはただだけしかけるということだけではなくて、やはりこれがぜひ必要であるということ、支援助勢を確立するというのが、今回、石油開発公団法の改正で業務の追加をお願いしている理由でございまして。

○桑名義治君 低成長下に入りまして、日本の産業界というものは、非常に産業再編成ということ、各業種とも国際競争の強化という大義名分のもとに合併等が行われているわけでございまして、そうやうなところは一つの銀行の主導型、あるいは開発銀行から何百億に上るような融資を行

って一応再編が行われている。ところが石油業界の場合は、開銀の融資のほかに加えて、今回のように石油公団の投資をするというふうな決定がなされたわけでございまして、このこととその他の業界と石油業界、これはもちろん、日本のエネルギーを確保するという大義名分があるかもしれないが、そうやうないわゆる産業界の連れの流れから見ても、過保護というふうな声もあるわけでございまして、あるいはまた、民族系の中でも、特に一つのメーンになる会社を育てるためにそうやうな方向に走っているのではないかと、批判もあるわけでございまして、この点はどうかうふうに考えていらっしゃるか。

また、国会の最終日に、けさ持ってきてさあやれと、こういうふうな短兵急に急いだ理由はどこにあるのか。一週間、二週間あるは一か月、二か月おくれてもそう支障の出るような問題ではないというふうにわれわれは考えているわけでございしますが、その点どうですか。

○政府委員(増田実君) 石油産業の構造改善、体質強化につきまして、今回、この前、石油開発公団の出資量、これに加えて、開発銀行からの融資というもので支援体制をつくるということ、考えておるわけでございまして、これがほかの業界に比較いたしますと、石油だけに限らずに、このように、一つには先生からも御指摘でございますが、石油というものがエネルギーの大部分を占め、しかもそのエネルギーの安定供給確保がなければ国民生活、国民経済の維持発展ができないというところの、一つの問題と、それからもう一つは、石油は、石油業法によりまして相当のろんな意味の規制が加わっております。

設備を増設する場合は、全部通商産業大臣の許可がなければ設備を増設できませんし、また、各年度の生産計画についても全部通産大臣に届け出をし、それが当を得ない計画であれば勧告を受けると、こういう形になっております。先般御審議いた

だきました電気事業、ガス事業のごとき、公益事業としての規制ほどではございませんが、少なくともはかの業界に比べましては、基礎エネルギーである点から相当の規制が加わっておりますわけでございまして。そういう意味から申しまして、石油産業というものはやはりエネルギーの担い手であるということから、再編成を行う場合に国がこれだけ支援措置をとるというのは、私はほかの業界と比較いたしますと、そこで権衡を失するということはないというふうにお考えしております。

それから、もう一つ御質問ございました、なぜこういうふうな急いで私どもの方から審議をお願いいたしているかということでございますが、再編成の問題につきましては、先ほど申し上げましたように、業界の中でもこの方向に進まなければならない。ただ、従来から言われておりましたのは、われわれは、非常にいろいろな問題点がある、しかしながら、構造改善をやらなきゃならぬということについては認識しておる、しかし、政府の方はただ口だけで言っていて、そして何ら支援をしてくれないではないかという問題があったわけでございまして。

それに代えて、つまり、政府としても業界が自発的にやった場合、これに對して支援をするんだという姿勢、態度というものを示すというのが一番大きな意義があると思うわけで、この法案につきまして成立しないということでございます。つまり、やはり業界の方は政府の支援体制につきましても疑惑の目を持ちますし、また現在、これは表にはそう出ておりませんが、たとえば事業提携とか共同化とかいろいろなこと、業界の再編の動きというものが相当進んでおるわけでございまして、そういう動きに對して冷やすという効果もあるわけでございまして。そういう意味で、この百億の支出がいつになるかということについては、今後の業界の動きによって決まるわけでございまして、こういうふうな支援体制、政府の姿勢というものは一日も早く示すし、また、確立するということが必要だということをお願いいたしておる次第でございます。

でございます。

○桑名義治君 四十二年石油公団法が設定されて以来、その業務の拡充が行われてきたわけでございますが、先国会では、公団の業務に直接利権の取得を加え、石油の海外開発に一段と政府は力を加えたわけでございます。通産大臣は、海外での開発の撤退と開発会社の統合を進める趣旨の発言を国会で行っているわけでございますが、大臣発言の趣旨を改めて確認をしておきたいと思っております。

○国務大臣(河本敏夫君) 日本にとりまして石油開発事業は、私は非常に大事な仕事だと思っております。海外におきまして石油開発事業をいろいろやっておりますが、それについては、撤退をするという趣旨ではなかったんです。そういうことでは、石油開発事業は大変必要であるが、また重要であるが、これまでのように相手の国情等一切考えないでむしやりにやっても、開発に成功した後、国有化あるいはパーティシペーションで取り上げられてその投資が何ら役に立たない、こういう場合もある。

そういう場合も、もちろんバイバックというところで石油は買いますけれども、そのときに買戻す石油の取引条件というのは、開発しなくても、OPEC諸国とG.G.ベース、あるいはD.D.取引で日本が買えるような条件で、ほとんどそれと変わらないような条件でバイバックをするわけでありまして、何のために開発したかわからぬ、こういうことになるケースが最近では非常に多いわけですね。

でありますから、海外における石油開発事業というものは積極的に考えなきゃならぬけれども、相手方の国情等を十分調査して、その上で、よほど開発対象というものを十分選んでやる必要があるんじゃないか。でありますから、最近のアラスカ湾などの利権の確保というものは、私は大変結構だと思つたわけですね。ああいうところでありまして、開発いたしまして成功しましても、取り上げられるという危険性はまずない、こういうことで

ありますから、あれは私は大変結構であつたと思つた。

それから同時に、日本近海の開発というものは、これはある意味において、成功しますと備蓄にもなるという趣旨にも判断されますので、日本近海、大陸など等の開発というのは今後積極的に進める必要がある、こういう趣旨のことを言つたわけでございます。石油の開発事業そのものは積極的に引き続いてやらなければならぬが、むしやりに何でもかんでも飛びついてやるといふのではなくして、資金にもおのずから制約があるわけでございますから、よく十分調べてそしてやるべきである。これまでのやり方は少しそこあたりの配慮が足らなかった、今後はそういう点を十分配慮しなければならぬ、こういう趣旨のことを言つたわけでございます。

○桑名義治君 通産大臣の趣旨は大体わかつたわけでございますが、先ほど私が申し上げましたように、開発会社の統合の面についてはどのようにお考えになつていらっしゃるわけですか。現在、六十社に近い石油会社があるという、先ほどの御答弁にもございましたけれども、一応成功しているのは八社にすぎないという。ある面では、巨額の開発費を投入した割には成果は上がつていないという評価もあるわけでございます。中でも、ジャパン石油開発会社は、累積赤字が三百億にも達しているということが新聞にも報道されているわけでございます。したがつて、経営危機に直面をしているというふうな報道もなされているわけでございます。

いずれにしても、このように、石油開発会社のいままでの投資が非常に効率的でなかつた、やはりこういう面もあるわけでありまして、先ほどちょっとお尋ねしましたように、この開発会社の再編の問題をどのようにお考えになつていらっしゃるか、その点をもつと一度お聞きしておきたいと思つた。

○国務大臣(河本敏夫君) 石油開発会社は、現在六十社を超えておりまして六十二、三社になつて

おると思いますが、石油開発公団からの投融資の対象会社だけでも三十数社ある、こういう状態でございます。しかも、その間成功しておりますのは八社である、御指摘のとおりでございます。また中には、集約的に投融資をいたしました企業といふものはどうもうまくいかない、こういう例もございまして。

そういうことでございまして、この際、六十数社というのは非常に多いです、中には全然実体を成してないものもたくさんあるわけでございます。また、日本におきまして技術者等の制約等もありまして、日本におきましてはやはりいかに多過ぎる。でありますから、これは何らかの形で集約して強力な開発体制というものをつくり上げる、こういうことが必要であらうかと思つた。その具体的な進め方等については、これは目下検討しておりますのでございまして。

○桑名義治君 新聞の報道では、アブダビ石油開発の一元化が進められていっているというふうに聞いています。この点についてはどうお考えですか。

○国務大臣(河本敏夫君) アブダビには、石油開発事業を行つて成功しておりますのが三社でございます。それからそのほかD.D.取引をしておる企業は数社でございます。しかし、この石油開発をしております三社も、それぞれ歴史的な事情が違ひますし、それからアブダビ政府との取引条件も全部違ひます。それからさらに、そのうちの一社は隣のカタールとの共同開発といふんです、国境線上にございまして、関係国がアブダビだけでございまして、両国にまたがつておる。こういうことでございまして、なるほどアブダビ周辺でいろいろな仕事をしておるものは幾つかありますけれども、全部事情が違つておりますし、仕事の内容も全部違つておるわけですね。そんなものを一つにしてみたら意味ありませんし、混乱するばかりであつて、私はむしろ意味がない、こう思つた。通産省にあらう話で正式にあつたわけでもございせん。いろいろ調べてみたわけ

ありますけれども、出所も不明である、こういうことでございまして、あの話は架空の話のような感じがするんです。

○桑名義治君 次に、国内の石油需要減で、せっかく海外自主開発しても、その原油をわが国へ持ち込めない悩みを石油開発業界は抱え込んでおると、これは午前中の質疑にもちょっと出ておりましたが、アメリカのメジャーの方に売り込んでいふという話が出ておりました。だから、そのためのいわゆる受け入れ体制を確立することが急務になつていふ、こういうふうな考えのわけですが、石油開発公団の補償理事が言っているように、わが国の精製会社もつと石油開発に参加し、原油の引き取り、その販売に協力する体制づくりも必要ではないかと、このように発言をしておるわけでございますけれども、この点はどういうふうにお考えになつていらっしゃるんですか。

○政府委員(増田実君) わが国がみずから手で探鉱開発を行つて、これに成功いたしました石油が出たにもかかわらず、その全量が日本で引き取れないという事態が幾つか生じております。これは国内における景気停滞によりまして、従来の既契約の分がなかなか切れないために、新しく日本の手で掘りました分が、増量になるのが引き取れないという場合もいろいろ出てきております。ただ将来、石油依存率は減りますものの、やはり日本におきまして石油の消費量は年々ふえていかにざるを得ないというふうな予測されますことから、日本の手で掘りました各種の開発原油というものの引き取りにつきました、現在のようない時的な問題は解消されていくものと思つております。

ただ、桑名先生がおっしゃられましたように、石油開発公団の理事からの発言にありまして、よく、せっかく日本の手で掘り、また、それに対して政府資金も出しているものが日本で十分引き取れないということに対して、何らかの体制を打ち立てる必要があるのではないかという問題点につきます。私も十分認識しております。かつては、アラビア石油につきましてはプロラタ方

式と申しまして、精製業者に割り当てまして、そしてこれを引き取らしておたつたわけでございますが、今後このプロラタ方式を復活するということは私も現在のところは考えておりません。しかしながら、先ほど申し上げましたような趣旨から、日本の手で掘り出した原油につきましては、これをできるだけ日本側に引き取れるような体制づくりを今後も努力して持っていきたい、こういうふうな考えております。

○桑名義治君 冒頭に私が質問をした中身でございまして、日本のいわゆる和製メジャー的な実現を目指しているのかどうかという点でございまして、フランスやあるいはまたイギリスあたりのような、ああいう構想があるのかどうかです、この点はどうですか。

○政府委員(増田実君) 石油につきましては産業体制がそれぞれの国でおの歴史的事情、客観情勢その他によりまして違つておるわけでございまして、いま先生から御指摘のありましたフランスにはフランス石油、これは三五〇の資本が入っております。また、石油の海外開発を担当いたしておりますERAPにつきましては、一〇〇〇政府資金が入りまして、政府機関が海外開発を行っているような形になっております。また、イギリスにおきましても、いわゆる英石油、BPは約半分政府の資本が入っております。ただ、これにつきましてはアメリカは全部自由企業だと。日本もそういう形になってないで、ただ石油開発について政府資金の出資、融資が行われるということとで、それぞれの国の特徴がございまして。一番際立った政策を行いましたのはイタリーのENIでございますが、ENIも当初は非常な成果を上げておりましたが、現在、これに対して政策の修正が幾つか現実に沿つて行われておるうちに私も報告を受けております。

そういう意味で、和製メジャーをしかもその国の資金でつくっていくのが、果たして石油の安定供給確保にとって最もいい道であるかどうか、これについては相当いんな問題を考へていかなければならないと思つています。そういうことから、先ほどお答え申し上げましたように、まず、いま一番問題となつております元売業におけるいんな問題を解決するために、元売における集約化、構造改善を図りますとともに、先ほどい

る問題が出ておりました海外の石油開発体制というものをまず直していく。その上で日本の現実に照らして、いわゆるそれは和製メジャーのようなものをつくるのがいいのか、あるいはこれを相互に事業提携、つまり、開発部門とそれから精製販売部門との間の提携強化すると、しかし、一社としてまでやるほどの必要性はないんではないかというふうな問題、これらを相当、現実の集約化が行われた段階の上で、その上に立つて考へていくべき問題というふうな考へております。

○桑名義治君 開発の問題にしましても元売の問題にしましても、多少場当たり的な感じがあるわけでございます。日本の産業体制というものが石油の上で上がつていっていると決して過言ではないわけでございます。わが日本としてはこの石油の問題をどういうふうな考へていくかという、基本的な問題をまず確立していく必要があるんじゃないかというふうなことは考へるわけでございまして。

そうやうた立場に立ちながらも、やはり現在の日本の産業体制の中では、政府主導型ということになれば大きな反発もあつて、そこら辺をどういうふうな融和していくかというのが今後の問題ではないかと思つて、わが日本としてはこれにしましても基本的な構想、こういうふうにあるべきだという構想的なものはあくまでも一日も早く明快にしておく必要があるんじゃないか、こういうふうな考へるわけでございまして、この点について大臣の御答弁を伺つて、私の質問終わりしたいと思います。

○国務大臣(河本敏夫君) 石油業法や石油公団法ができましたから、政府の石油政策には、まあ若干いまだ反省をいたしますとあつたばよかつた、こうすればよかつたというふうな判断を、あ

るいはまた反省をしなければならぬ点が幾つかございまして、これからの石油政策の一番の根本は、何といたしましても石油の安定供給と、それをいかにして確保するかということにあると思つて、その線に沿ひまして、構造改善の問題、あるいはまた開発の問題、それから備蓄の問題、あるいはまた節約の問題、そういうことをすべて集中的に考へていくべきである、安定供給をいかにして確保するか。その趣旨から今回の法律案につきましても御審議をお願いしておるわけでございまして。

○加藤進君 提案されました法案は、私企業が本来みずからの裁量によつて行うべき合併あるいは集中を促進するために、国が特定の業界に限つて膨大な助成を行う道を開く、こういう点では、単にこれは石油業界だけの問題ではないに、今後さらに別の分野においてもそのような道が切り開かれることを考へての提案ではないか、こういうふうには私は判断するわけでございまして、そういう点についてきつめて重要な法案であるとは認識して、したがつて、参考人を招致するとか、相当十分な時間をかけて審議を行うべき法案ではないかと思つてございまして。したがつて、私は、きょういろいろ質問の用意はしましたけれども、特に今日の時点でお聞きしたい数点の問題について質疑をさせていただきますと思つて、最初、今度の法改正の目的でございまして、

私も、これは、わが国の石油業界は経営基盤の弱体化多数の企業が過当競争をしているために、構造改善というところで集約化を図る必要がある、そのための支援体制をつくるのが目的であるやに私は理解するわけでございまして、そのように理解してよろしうございませうか。

○政府委員(増田実君) この法案の目的は、ただいま加藤先生のおっしゃられたとおりでございます。石油の安定供給を確保するのには、やはり石油産業が健全なものでなければならぬ。しかも現在のがわが国の石油産業は、その経営基盤がきつめて悪化いたしております。ことに民族系と

言われます企業につきましては、大幅な累積赤字を抱えておまして、このままでは成り立つていない。しかも、石油の安定供給の責任を果たし得ないというような事態が起りましたときに、これは経済全体にいろいろの悪影響を及ぼすわけでございまして。

これを解決するために、石油産業の構造改善を図らなければならないということで、今回石油構造改善というものを業界が自主的に行いましたときに、それに対する支援体制を確立しておく。その支援体制といたしましては、一つは、石油開発公団を通じまして石油構造改善事業に対する出資、融資の業務ということで、今般石油開発公団の業務の追加をお願いいたしている、こういうことと

○加藤進君 石油業界はほかの業界に比べまして、従来から石油業法があり、その他の法体系が整つておる部門だと思つて、しかも、通産省の行政指導も実は非常に深く行われておる業界だと思つて、したがつて、そういう法に守られておるは行政指導によつて改善の方向が進められておると思つて、なかから、そういう条件があるのか、その間に過当競争が今日行われようとしておるのか、この原因について、あるいは政府の責任と云つては過大かもしれませんが、行政指導の面についての反省があつてしかるべきではないかと思つて、その点はいかがでしようか。

○政府委員(増田実君) ただいま先生から御指摘がありましたように、石油業界はほかの業界と比較いたしますと、石油業法により設備というものは全部国の管理を受けておると申しますか、通産産業大臣の許可なくしては新設ができないという体制にあります。また、生産数量につきましても、毎年度供給計画が政府から発表されまして、それに基づいて各社が生産計画を立てておる、こういう形になっております。こういう設備あるい

は生産に対する各種の規制がありますのは、石油というものがエネルギーの大宗である、そのために政府も相当なこれに対する管理体制をしく必要があるということになっておるわけでございます。

それにもかかわらず、現在のように石油産業の一部が非常な苦境にあり、ことにこれを再編、集約化をしなければ安定供給の責任を果たし得ないような状況になっておる、これは従来の石油業法に基づく行政その他について問題があったのではないかという点の御指摘でございますが、これにつきまして、もちろん私も反省すべき点はいろいろあると思います。ただ、この石油業界というもの、半分は外資系、半分は民族系という非常に複雑な業界でございますし、また、元売におきましても精製におきましても、他の諸国に比べまして非常に企業の数が多い、これが互いに過当競争をするということで、従来からも非常に利益率の低い産業でございましたし、そこに各種の過当競争というのが出まして、その弊害が出ておるというところでございます。

これに對して、これを矯正して、そして石油の安定供給の社會的責任というものが果たし得るようにならねばならぬ。この標準価格とあるといふことは生産計画の改定ということももちろん一つの手段でございますが、さらにその根本にあります構造的な問題、これを解決しなければいつまでも何回も何回も標準価格を出し、その他をしても解決しないという状況にあるものというふうに解しておるわけでございます。そういう意味で、先生の御質問に對してお答えいたしますのは、やはり石油産業の成り立ち、現在の姿というものがある、ここに構造改訂の必要が出ておる、こういうふうに私どもは解釈いたしております。

○加藤達君　石油の安定供給を確保するという
とは、国として当然なことだと思います。私たち
もその点については異存がありません。しかし、
石油業界が過当競争の状況にあるからといって、

その石油の安定供給に支障が起くるというのは、ちょっと私は理解に苦しむ論理ではないかと思ひますけれども、その辺どうでしょうか。

○政府委員(増田実君) 石油産業の現在の姿が非常な過当競争状況にある、これによりまして、石油各産業の経営が非常に収支が悪化をいたしておりますというような状況になっています。

しかも、それが全部同じようになっておれば、その解決のめどというのはいろいろな意味でつくわけてございますが、企業によりまして相当差が出てきておる、しかもその形が外資系企業には有利、民族系企業には非常にその経営収支の悪化が出て、このまま放置いたしますと、民族系企業の方から崩壊していく、こういう状況になっておるわけでございます。

こういふ姿になったことにつきまして、いろいろ原因というのがもちろんあるわけでございますが、私どもが構造改善というものが必要だといふことで、ただいまお願いいたしておりますのは、まず、非常な苦境にあります民族系企業の体質を強化して、いわゆる外資系企業と一緒に競争できる、つまり、外資系企業と対等で競争できる、そういうような石油市場というものをつくり上げるべきだ。これをそのまま放置いたしますと、民族系企業だけが崩壊してしまうという危機に立っておるというところに問題が出ておるわけでございます。

そういうことで、これは現状で申しますと、民族系企業のもの数社、六、七社はもうすでに累積赤字が資本金を超えまして債務超過という形になっておるわけでございますが、これに對しまして冬融資銀行は、これらの企業の先行きにつきまして非常な警戒をもうすでに始めておるわけでございます。そういうような状況というものが現実にあつておりますので、これらの構造改善を行ひまして、先ほども申し上げましたように、石油の安定供給をできるような産業に持っていきたいというのが、今回の構造改善の考え方の基礎でございます。

○加藤進君　石油の安定供給を確保していくため

にいま政府が何をしなくてはならないか、これは重要な課題だと思ひます。一方には、業界に過当競争が今日現存し進行している、こういう事態があるわけでございますけれども、ともかく日本は資本主義経済の中にあるわけでございまして、過当競争という状態が今日あったからとして、それは恐らくその過程である業者は、企業はつぶれざるを得ないことも起るでしようし、集中、合併の過程だつてこれは当然起るわけです。そういう経済の原則に基づいて当然起るべきいわば業界における集約化、この集約化が行われるなら当然でございますけれども、これを待たずに今日のような支援体制を急遽とる、とういふところには私は理解しがたい問題提起があるのではないかと考えるわけでございますけれども、その点はどうでございますでしょうか。

○政府委員(増田実君)　ただいまお話ございましたように、業界がみずから構造改善を行い、また、過当競争があればこの中で能率の悪いところを削ぎが敗退するのめやむを得ないというような考え方もあるわけでございますが、ただ、石油産業につきましては、先ほど申し上げましたように、非常に複雑な成り立ちになっておりまして、民族系、外資系というものが五十、五十の体制で成り立っておりますわけでございます。この中で五十を占めております民族系の中にいろいろ問題が出てきたというところに、やはりこの民族系の体質強化というものを図りまして、そして従来の五十、五十体制というものを維持していきたいというところに、石油構造改善対策がほかの業界と一つ違う点があるわけでございます。

もちろん、集約化それから構造改善というのは、企業がみずからの努力、みずからの決意で行うべきであります。ただ、現状のような非常な民族系の収支の悪化、累積赤字の累増という状況におきましては、やはり政府がこれを支援するということが必要な段階になってきているということですので、その支援体制というものを立てておるわけでございます。

それで、いま先生がおっしゃられましたように、本当の集約化ができる段階に達しなければ国庫の出資、融資は発動するものではございません。そういうことで、その前段階として事業の共同化あるいは委託経営とか、まあいろんなものが行われると思いますが、これについては今回の石油開発公団法の業務で、追加でお願いいたしております出資、融資は行わない。これはいよいよ本当の販売部門における集約化、統合化が行われたときにこれを支出する、こういうことになっていきます。この支出金につきましては、むしろこれだけ政府が応援する支援体制を示し、また、集約化が必要だということは政府の方針でもあるという姿勢をはっきりさせるという点にも非常に大きな意義があり、また、現実集約ができましたときに、これを支援するという実効的な効果が出てく

るということでございます。

○加藤進君　ともかく、現実に行進している石油業界の状況というのは、民族系資本のやっぱり力の弱みがある、しかもその中に過当競争が激化しつつある、こういうわけでございますが、私は、生ほども申し上げましたように、今日まで政府の続けてきた石油政策によってこのような事態が起つてきたということも一応認めざるを得ないじゃないかという点が一つと、同時に、そのような事態が起つたということについて、十分な政策上の反省もなしに政府の資金を投入して膨大な支拂を行つて、そうして、彼らのいわば体制を強化していくということになれば、これはもう大企業に対するやはり政府の特別優遇政策の一環である、こういうふうには私は見ても言い過ぎじゃないかと思うわけでございますけれども、そういう点はいかがでしようか。

○政府委員(増田実君) 石油政策に対するいろいろな問題がございまして、私どももいろいろな反省すべき点がある、こういうふうに思っております。

ことに、石油につきましては、石油危機以前大体年率で一五ないし一六％と需要がふえてお

ます。それに合いました石油政策というのが行われておたわけでございます。十五、十六％毎年増加いたしましたためにその供給をいかにして確保するかということ、また、それに必要な設備の増設というものを早目に手をつけませんと、原油の処理能力が足りなくて製品を入れざるを得ない。できれば国内において全部精製を行うということで、早めに設備を建設するという政策もあったわけでございますが、これが石油危機を契機といたしまして、むしろ四十九年度におきましては四十八年度に比較いたしまして相当大幅な需要減退、つまりマイナスが出てきたわけでございます。

これが幸いにしまして昭和五十年度の下期から五十一年度にかけては需要の回復というのが出ておりますが、しかしながら、昭和四十八年度におきます国内消費の繰までは昭和五十一年度、これからの一年間はまだ達し得ない、こういう状況でございます。そこいらの摩擦、障害というものが出ておまして、その一つの結果として出てきましたのが、先ほどから御説明いたしておきます石油企業の一部に非常な大幅赤字、このままでは経営を続けるのに非常に問題が出てくる、それをそのまま放置すれば石油の安定供給にひびが入る、こういう状況になったわけでございます。

そういう意味で、今後新しい事態というのに対応しました新しい政策を打ち立てなければならぬ、これをもしゆるがせにした場合には将来の石油の安定供給に問題が生ずるものと私も自覚しております。石油行政というものにつきましても、従来の延長線上というものはもう許されなわけでございます。そういう反省の上に今後の政策を進めて安定供給の確保を図っていきたい、こういうふうに考えております。

○加藤進君　ともかく、百億を超えるような国民の税金を企業に投入しながら、その体質改善を行うということでございますから、これはストレートに大企業のための政策であると言わざるを得ない。

いわけでございますが、同時に、そこから起こってくる問題でございますけれども、たとえそれが業界の成り行きに任せて業界の再編成、集約化が行われよう、あるいは政府主導型の支援体制に基づく集約化が行われよう、結局のところ合理化によってまず最初に直接犠牲を受けるというものは、これはやはりそこで働く労働者ではないかというふうに考えますけれども、こういう支援体制をつくる、大企業での入れを行うということからしたらされる労働者に対する影響についての判断しておられるのか、それに対する対策をどう考えになっておられるか、その点をお聞きしたいと思います。

○政府委員(増田実君)　石油産業の再編が行われ、合理化、効率化が行われたときに、そこで働いておられる労働者の方々が犠牲になる点ではないかというの、先生の一番御懸念になる点だと思えますが、石油産業につきましても、販売の面は別といたしまして、少なくとも精製その他の面におきましては相当なもう合理化のぎりぎりのところまで行われておまして、世界各国に比較いたしまして、一工場当たり、一製油所当たりの従業員数、労働者数というものはむしろ低くなっておるわけでございます。そういう意味で何らかしらの集約、合併が行われたときに、そこに失業者が出るという問題はそう起こってはこないというふうに私も思っております。また、そうあってはならないと考えております。

ただ、販売部門につきましては、これは非常なむだと申し上げますが、現在、まあ過当競争の弊害ばかり申し上げましたが、これは過当競争の価格競争だけではございませんで、一つには交錯輸送というのが行われてまして、たとえば紀伊半島の先に立ちますと、大阪の製油所から関東の方に船で石油製品が送られるし、逆に名古屋から関西に運ばれるということ、完全な交錯輸送というのがあるので行われているわけです。これがもう少し集約化その他が行われれば、そういう交錯輸送によるむだ、また、災害の発生のおそれというものが非

常に少なくなるわけでございます。

ただ、そういうものを行いますと、それだけそこに要する人員が減ることによりまして、その分だけ整理の対象になるんじゃないかという御心配かと思いますが、これにつきましては、石油はほかの産業と比較いたしまして、従来のような伸び率ではございませんが、毎年毎年むしろ数量は絶対量がふえていくわけでございます。いま昭和六十年までの計画を立てまして、石油の依存率を現在七五から六三に減らすという計画を立てておりますが、石油の絶対量は昭和四十八年度の約三億キロリットルが昭和六十年では四億八千五百万キロリットルになるわけでございます。

そういう意味から言いますと、むしろむだなどころで、あるいはダブって使っていた従業員の方々の今後の設備拡張とか数量のふえるのに伴うところに有効に働いていただく、こういうことになるんじゃないかと思えます。そういう意味で今後合理化、集約化が行われて、そのために石油産業から非常に大幅な失業の問題が出てくるというふうな私どもは考えておりません。

○加藤進君　その点につきましては、本日は特別資料を用意しておりませんから、今後私たちがその点について相当突っ込んだ検討をいたしまして、また政府にその所信を改めてお聞きしたいと思います。

さて、一方、仮に集約化が進んで二ないし三の会社にまとめられる、こういった場合を想定しておられるわけですね。過当競争はその場合にできるだけなくすることはもちろん可能だと思いますが、同時に、一方では寡占状態が起こり、その結果、鉄鋼とかビールなどに見られるような寡占価格を決めて市場支配をやりやすくなる、やりやすくなる。こうして結局、被害を受けるのは国民だけだということ、これに対しては政府はどのような対策をとっておられるのでしょうか。

○政府委員(増田実君)　石油の再編成、統合が行われて、これによって寡占状態が作り出されて

石油産業が寡占価格を形成するというものであつては、今回のこの石油産業の再編の問題はむしろ逆になるわけでございます。この寡占の弊害というものはこれは絶対起こしてはならないというふうな私どもも思っております。

現実には石油につきましても、たとえば寡占になりますと、いわゆる数量調整、数量制限というものが寡占を利用して行われるわけでございますが、現在の石油業法で毎年度の供給計画を政府が決めます、それに基づいて各社から各年度の生産計画というものを届け出ます。もし、それが供給に対して不足いたします場合には通商産業大臣が勧告をする、こういう制度になっております。そういう意味から言いますと、数量の調整はこれは行い得ない、また、行つたときにはこれを直す手段を持っておるわけでございます。

それから、もう一つの価格の問題があります。価格の問題につきましても、これは標準価格制度その他でございますし、またそれ以外にただいま先生からおっしゃられましたように民族系が二ないし三のグループに統合された場合に、寡占価格が生ずるかどうかという問題でございますが、これにつきましては、半分以上の市場というのはいわゆる外資系というものが持っておるわけでございますから、この外資系とその集約化されました民族系との間に十分な競争が行われるものと考えております。また、もしカルテルとかその他のような状況が出て、これが独禁法違反ということであれば、これは独禁法あるいは石油業法その他の適用によって厳しく矯正すべき問題でありますし、また、こういうものは起こさないように私どもが十分監視していくわけでございます。

ただ、こういう私どもが先ほどから申し上げております構造改善というものができないでこのまま放置いたしましたときには、むしろ逆に民族系の一部が崩壊するおそれもありますし、またそうなった場合には、かえって寡占状態が結果的にできるおそれいろいろ出てくるかと、こういうふう

今回の構造改善、通産省が提案いたしてあります。こういう体制というのにつきましても、これは寡占価格を生ずるといふことは絶対にございませぬ。むしろ石油の安定供給というものを確保するための施策、こういうふうには私も考えております。

○加藤進君 私価格の引き上げが起るのではなからうかと危惧したのは、また別の理由があります。それは御承知のように現行の独禁法でも、また今回、政府が提案されました独禁法の改正案でも、寡占状態からくる価格の引き上げについては効果的な規制というものは全くなされてないわけでございまして、そういう面から見ても、いざどこに歯どめをかけるかという問題では全くその歯どめがない。こういう点で私は、この問題については今後ともその危惧をはっきり表明しておきたいと思っております。

そこで、いま触れられましたように外資系との関係でございすけれども、言うまでもなく、原油の供給源の大部分を握っているのはメジャーです。また、経済的にも民族系の各社はメジャー等に依存しているというところは周知のとおりでございす。また、国内の販売シェアでも外資系の方が非常に多くなっている。こういう条件の中でむしろ民族系を集約していくことは、外資系というか、メジャーの日本市場支配にやりやすい環境をつくるのではなからうか、こういう心配も一方に起るわけでございすけれども、その点についてはどう御判断を持っておられるでしょうか。

○政府委員(増田実君) まず、私が先ほどから答弁いたしました中に、外資系と民族系についていろいろ申し上げましたが、現在日本の石油供給を担っておりますのは、いわゆる外資系の企業、約五〇%のシェアを占めております。それと民族系でございす。それで政府の石油政策として、外資系がけしからぬとか、外資系は悪いからこれを民族系に置きかえようとか、こういうことではございせん。これは先生御存じだと思いますが、

従来から外資系と民族系と五〇、五〇というものを維持して、そして石油の安定供給を図っていくというのが私の政策でございす。そういう意味で、外資系を民族系に入れかえ、また、外資系のシェアを減らしていくということをとっているわけではございせん。

それから、ただいまの御質問に対してお答えいたしますと、外資系が現在五〇ありまして、その残りの五〇が、まあ五〇といつても若干それより少ないわけではございますが、約五〇が民族系でございす。その民族系の二ないし三のグループ化にひとつ終局的には持っていきたいというのが、構造改善の一つの青写真でございす。

こういうふうな二つないし三つにしたときに、そういう体制になれば、かえって外資系に吸収される危険があるんじゃないかという御危惧の点でございす。これは現状のままに放置しましたときには、私は外資系に吸収される危険は相当あるといふふうに思っております。ただ、先ほどから申し上げております民族系の体質強化、構造改善が行われれば外資系と自由競争というものができる。つまり、市場における競争をして価格が形成されるということになるものと思っております。そういう意味で、二ないし三のグループ化をすることによって外資系に吸収されるおそれがあるということにつきましては、むしろ反対に、これによって外資系と競争しながら石油の安定供給の責任を民族系が果たし得るものと、こういうふうな考えております。

○加藤進君 ちょっとお尋ねしますけれども、外資系との合併ということについても支援体制をする、と、こういうことでございすでしょうか。

○政府委員(増田実君) 構造改善の問題につきましては、先ほどから申し上げておりますように、民族系の強化ということを考えておりますから、外資系に吸収合併されるときに、政府がそれに対して支援体制をとるといふことは現在考えておりません。

わけではございすけれども、ともかく、メジャーが強力な資本力あるいは支配力を持っている、こういう状況のもとで中小民族企業に対してその保護を行う、こういう政策でございすけれども、メジャーについて何ら規制も行わないで、メジャーの横暴についてはこれを従来どおり野放しにしていこうということで、今日、果たして政府の考えでおられるような民族資本の育成強化ということが可能であるかどうか、そういう点の疑いを持つわけではございすけれども、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(増田実君) 先ほど申し上げましたような民族系、外資系に対する考え方ではございまして、これは日本国内において石油産業を行つていける以上は、外資系と民族系と区別して、それに対する規制の差を加えるというところは考えておりません。両方同じように規制していくわけでございす。そういう意味で、外資系の方でいろいろ問題を起すようであれば、これに対してももちろん規制を加えるわけでございす。そういう意味で、この過当競争による問題点その他いろいろな問題点が生じたときには、外資系、民族系の区別なくこれに対する行政指導、あるいは取り締まりその他を行っていくということをやっていくかと思っております。

○加藤進君 これからのメジャーがどのように動くかということにもつながるわけでございすけれども、恐らく産油国の石油国有化あるいは経営参加の発展という状況が見られますから、従来膨大な利潤の源泉であった、いわゆる上流部門から一定の後退を余儀なくされてきておるであろうとは考えられます。しかし他方、そのためにこそ下流部門での利潤追求のために、価格政策を含めてさまざまな対応が恐らくメジャーとしてもなされるであろうと判断するのが普通の考え方ではないか、こういうふうには私は見るわけでございす。その点から見て政府はどういうふうなメジャーの動きを判断され、これに対応する具体策をどうとられようとおるのか、こういうこと

とをお聞きしておるわけでございまして、その点について重ねて御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(増田実君) これは外資系、民族系を問わず安定供給の責任を果たし、また、石油の供給につきましているいろいろな問題点が起るようであれば、これを矯正していくということではございす。

現在まで日本におきますいわゆる外資系——外資系という定義も非常にむずかしいわけではございますが、これらの企業というものは日本の法令を守り、また、政府の指示につきましてもこれに従い、決して一般に言われまうようにメジャー系が非常に横暴だとか、あるいは日本経済において阻害的な行動を起したということとはございせん。

ただ、私も心配いたしておりますのは、何か問題が起りまして最後の判断を行う場合には、外資系の企業は本社からいろいろの制約を受けるんではないか、自主的に最後まで判断できない、そのところによりは経済の安全保障と申しますか、ぎりぎりの点において外資系の企業については問題が出てくるのではないかと、いうことで、いろいろの政策を考えているわけでございす。先ほど申し上げましたように、現在日本で行っております外資提携企業というものが、石油の安定供給その他について、特に外資系だからと言つて反社会的な行動を起している、というふうには考えておりません。

○加藤進君 最近、特に中国石油の輸入という問題が一つの焦点になっておるわけでございすけれども、この輸入の見通しについて、また、これが日本の石油業界にどのような影響を与えているのか、その点についての判断と政府の方針をお聞きしたいと思います。

○政府委員(増田実君) 中国からの石油輸入につきましては、昨年八百万トンの輸入が行われました。毎年非常に大幅な増加を見ているわけでございす。本年につきましては若干契約の問題、

それから中国内の事情によりまして恐らく横ばい前後ということになっておりますが、長期的に見ましたときには、石油の輸入ソースの分散化という政策から言っても、また、日本と中国との間の貿易拡大という点から言っても、これをできるだけふやしていきたいというのが石油の輸入政策の基本でございます。そういう意味で、両国の意見が合いますれば長期の契約をも結びたい、これによって安定的に中国の原油を引き取るという体制に持っていきたいと、こういうふうな考えでおります。

○加藤進君 もう最後にいたしますけれども、われわれのエネルギー政策を根本的に考えていく場合に、絶えず注意しなくてはならぬ重要な問題は、やはり対外従属の状態をできるだけ早く離脱しながら、自主的なエネルギー政策に転換していくという課題ではないかと思ひます。そういう点で、同じ高度に発達した資本主義の国でイタリアの御承知の、先ほど問題になりましたENIの果たした役割、そしてENIがイタリアにおいて行った積極的な自主的な政策、こういう点についてはわれわれはやはり他国の教訓であろうと十分に学び取りながら、わが国の石油エネルギー政策に対して十分にその意味をくみ取っていかなくてはならぬのではないかと私は考えるわけでございます。そういう点で資源エネルギー庁としてはどういうふうな評価しておられるでしょうか。

○政府委員(増田実君) 第二次大戦後、ENIは非常に大きな活躍を行ひまして、イタリアにおけるエネルギーの安定供給のために果たした役割りも非常に大きかったと思ひます。

ただ、現在になりますといふところにも問題が出てきておりまして、ENIにおいてもこれらについての政策修正というものが幾つか行われております。このENIのいままでのやりましたと、これは成功、不成功両方含めまして、やはり私どもが非常に参考にして取り入れるべき点を取り入れるという必要があると思ひております。

す。ENIの幹部の方々が来られたときも、私も会つていろいろな話をしておりますが、日本としてもENIの一つのやりました経験というものを取り入れて今後の石油政策を形成していかなければならない、こういうふうな私も考えております。

○加藤進君 私もイタリアから学べと画一的に申し上げておるわけではないことは御理解いただけたと思ひます。社会的にも経済的にも政治的にも達う国柄であることは言うまでもありません。ただ言えることは、戦後のイタリアの状態にしろ日本の状態にしろ、外国資本の従属下に貴重なエネルギー資源が握られるというような状態をわれわれは許しておいてはならぬ。そのためにマッティ総裁、非常な献身的な努力を払われて自主的なエネルギー政策への転換を目標にして努力されたといふことは、私たちも十分評価はしていいのではないかと、そういうふうな比喩をみて、さて日本のエネルギーは果たしてそのようなしつかりとした姿勢があるのかどうか、こういうことが国民から問われるべき重要な問題ではないかと思ひます。ごさいますから、その点につきましては十分意のあるところをおくみいただきまして、せっかくの御努力を賜りたいということをお願いして、質問を終わりたいと思ひます。

○藤井恒男君 この石油開発公団法の一部を改正する法律案、きょう提案理由の説明がありまして、そしてきょう、短時間のうちにこの審議を了して採決に持ち込むということについては、大変不満を持つものでございますが、国会終盤ということ、そして理事会の御決定もございまして、簡潔に御質問申し上げたいと思ひます。元来、本法案を審議するに当たっては、わが国のエネルギー政策の中における石油の位置づけ、そして将来に対する見通しなどについても十分掘り下げなければならぬわけでございますが、きょうは時間がありませんからすべて割愛いたしまして、具体的な問題一、二のみについて御質問いたします。

その一つは、OPECにおいて一九七四年一・四％の減産を行つており、一九七五年一・四％の減産を行つておる。このことは、世界の原油需要が不況の影響などもあって減少しておるということ、反面、中国その他の新興産油国が増産に変わつて、原油の供給が緩んだためだと私は判断しておるわけだ。世界の原油価格の動向というものは、こういった状況の上に立つて考えるならば、今後これ以上の値上げというものはこた分むずかしい、したがって、世界的な卸売物価上昇との関連というもので見ていくならば、原油価格も相対的に低く位置づけられるのではなからうかというふうな考えをわけですが、この辺について長官はどのようにお考えか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(増田実君) 石油の価格が石油の需要と供給によって決まるという普通の価格原則が働いて、現在需給の状況から見ますと、供給がむしろ過剰でございます。また、潜在供給力その他を計算いたしますと、価格が上がるような状況になつておらないといふことは言えると思ひます。しかしながら、たとえば昨年の十月におきましては、OPECが大幅な減産を行つておりまして、世界における石油の需要が前年度に比しましてむしろ減つておるという状況の中に値上げが行われたわけでございます。

そういうことから申しますと、長期的に見たときに、やはり最終的には需給関係というものが支配していくものと思ひますが、短期的に見るときには、OPECの動向いかんによつて価格が決定されるということが現実でございます。そういう意味から言いますと、今後の石油価格というものは、やはり短期的にはOPECの決定によつて上げ下げされるということが言えると思ひます。しかしながら、OPECにつきましても現在、産油国と消費国との間の対話というものが開かれておりますし、いろいろな意味で産油国と消費国との間の協調関係というものが進んできております。そ

れから申しますと、産油国の方も十分消費国あるいは世界経済というものを考えながら価格というものを決めていくもの、こういうふうな考えでおります。

長期的に見ました場合には、石油の生産量というものとそれから世界における消費量というものを比較しますときに、将来相当石油に対する代替エネルギーが開発されることを前提にすれば、ただいま先生がおっしゃられましたように、名目価格では上がることがありますが、実質価格では若干それより下がりぎみであるということが需給からは言えるんじゃないか、こういうふうな考えでおります。

○藤井恒男君 これはちょっとエネルギー庁にお聞きするのは無理があるかと思ひますので、概括的なことを大臣にお尋ねしたいと思ひます。と申しますのは、石油を原料として石油から出てくる化学製品を素材とする産業界、大変なピンチに立つておるわけだ。一例を申し上げますと、ナフサなどを使うところにおいては、アメリカがキロリットル当たり一万八千五百円に對して、わが国は大体二万四千五百円から二万五千五百円、アメリカの方が二六％安です。それからエチレンにおきましても、同じようにアメリカがキロリットル六十円ないし七十円に對して、わが国で八十五円ないし八十七円、これも二六％ほどアメリカの方が安いわけですね。パラキシレンもそうです。二〇％ほどアメリカの方が安い。DMTにおいても三八％ほどアメリカの方が安い。

こうなつてまいしますと、これを主原料とする化学産業にあってはアメリカとの間のコスト面における競争力が失墜しておるわけだ。ヨーロッパと比較したらどうかということになるわけだけれども、ナフサなどに関しては、ヨーロッパとほとんど似たような状態にわが国は置かれておるけれども、その他のベンゼンとか、あるいはトルエンとか、キシレン、あるいはシクロヘキサンなどはすべてヨーロッパよりもわが国は高い、こういう状況になつておるんです。

今度のこの法案においても、構造改善というものが主目的であらうけど、安定供給のための量以外に、価格面からいわれる産業における安全保障としての位置づけを確立していきたいということであるわけですね。これは単に石油業界だけを指しておるのではなからうと思ひます。わが国産業全体について波及的効果が大きいわけだから、この辺のところが大きくこの提案理由にも示されておることだと思ひます。そういう前提に立て、現在わが国のいろいろな構造上の問題などもあって価格が高騰しておる。それではわが国産業全体に対する国際競争力が低下になってしまふ。この辺のところをどうにお考えであるか、大臣にひとつお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(河本敏夫君) 全般的に言ひまして、日本は資源が全然ない国でありますから、原料の面では外国に比べまして私はある程度不利な条件に立っていると思ひます。ただし、戦後いち早く重化学工業の建設を日本が行ひまして、近代的な技術を取り入れて近代化の設備をつくり上げた、この近代産業としての新しい技術と設備というものは原料面での不利を私は相当補つておると思ひます。

たとえば鉄鋼なんかの例を見ましても、粗鋼一トン当たりの設備は十年前は大体三万円ぐらいでできたわけですね、いまは二十万円になっておると言つていいかと思ひます。ヨーロッパやアメリカは最近になりまして、日本のような新しい製鉄所をつくらうとしておりますけれども、何しろ設備費がそれだけ違いますと、その償却と金利だけでも大変な金額になるわけです。幸い日本の方は、設備の償却がほとんど終わつておりますので、新しい設備が新規にできましても、全体としてはやはりそんなに大きな負担にはならない。こういう点を考慮しますと、原料の面では確かに不利な条件に立っておりますけれども、いち早く設備投資をしたということ、また、石油化学の面なんかを見ましても、最近日本も発展途上国、特にOPEC諸国などの依頼を受けまして新

しい高炉の建設をしておりますけれども、たとえばイランなんかは、日本がこれまでやっておりました設備に比べますと数倍かかるといふような状態ですね、いまイランのやっておりますのは、そういう点で、原料面での不利を補う方法は幾らでもあるのではないかと。海上輸送の工夫をするのも一つの方法だと思ひます、その点は日本の宿命でございますから、これは工夫をしてやていかなければならない、こういうふうに出ております。方法は研究によって幾らでも開けていける、こう思ひます。

○藤井恒男君 これは最後にお願ひしておきたいんですが、いま大臣おっしゃつたように、製鉄、たとえば鉄鋼業のような重裝備の工場にあっては、産業にあっては、おっしゃるような問題が現在の過渡的な状況において考えられると思ひます。ところがケミカル、化粧品関係を製造する工業、化学工場、あるいは石油を主要原料とするところの合成繊維工場、こういうところは設備費それ自体さして交わらないわけです。

こういうところにおいては、むしろ完全にアメリカとの競争力が成り立たない。そして、欧州と同じような環境にあるはずのわが国が、いま申したような形で現実には原料が高いわけですから、固定費がどうしても高くついて競争力がなくなつて、こういう状況に追い込まれておるんです。したがつて私は、石油業界における構造改善は必要なことだと思ひます。また、やらなければならぬ。しかし、価格の面、そして石油化学のすそ野について十分今後とも留意していただきたい。以上のことをお願いいたします、質問を終わります。

○委員長(柳田桃太郎君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(柳田桃太郎君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見の

ある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(柳田桃太郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。石油開発公団法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(柳田桃太郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(柳田桃太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(柳田桃太郎君) これより諸願の審査を行います。

第六二号 大規模小売店舗の進出に伴う中小小売商業対策に関する諸願外百三十七件を議題といたします。

これらの諸願につきましては、理事会において慎重に検討いたしました結果、第三七一六号 中小企業対策に関する諸願、第四三六三号 金属洋食器に対する新関税割当ての中止に関する諸願、第五五八八号 幌内炭鉱の再開確約と早期操業再開等に関する諸願、第五八八八号 鉱害復旧促進策の強化に関する諸願、第五九二二号 景気回復対策の強化に関する諸願、第八六八七号 鉱害復旧促進に関する諸願の七件は、いずれも議院の会議に付するを要するものにして、内閣に送付するを要するものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

この際、お諮りいたします。ただいまの報告どおり決定することに御異議ございませんか。

○委員長(柳田桃太郎君) 御異議ないと認めます。よつて、さよう決定いたします。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(柳田桃太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(柳田桃太郎君) 資源エネルギー対策小委員長阿具根登君から、文書をもって、都合により小委員長を辞任したい旨の申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

○委員長(柳田桃太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、小委員長の補欠選任を行いたいと存じます。小委員長の選任につきましては、先例により、委員長にその指名を御一任願ひたいと存じます。

○委員長(柳田桃太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

それでは、小委員長に竹田現照君を指名いたします。(拍手)

○委員長(柳田桃太郎君) 継続審査要求に関する件についてお諮りいたします。

中小企業者の事業分野に参入する大企業者の事業活動の調整に関する法律案、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案、小規模事業者

生業安定資金融通特別措置法案、海水淡水化法案、中小企業者の産業分野の確保に関する法律案、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案、伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業を保護するための輸入制限等に関する特別措置法案につきましては、閉会中もなお審査を継続することとし、七案の継続審査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(柳田桃太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(柳田桃太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(柳田桃太郎君) 継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

産業貿易及び経済計画等に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(柳田桃太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(柳田桃太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(柳田桃太郎君) 委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。

産業貿易及び経済計画等に関する調査のため、閉会中に委員派遣を行う必要が生じた場合はこれを行うこととし、その手続等については委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(柳田桃太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十九分散会

五月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、揮発油販売業法案

揮発油販売業法案

(目的)

第一条 この法律は、揮発油販売業について登録その他の規制を行うことにより、揮発油販売業の健全な発達及び揮発油の品質の確保を図り、もって揮発油の安定的な供給の確保と消費者の利益の保護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「給油所」とは、通商産業省令で定める給油設備により自動車に揮発油を給油するための施設であつて揮発油の販売の用に供されるものをいう。

2 この法律において「揮発油販売業」とは、前項の施設を用いて揮発油を販売する事業をいう。

(登録)

第三条 揮発油販売業を行おうとする者は、通商産業大臣の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第四条 前条の登録を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 給油所の所在地及び第二条第一項の給油設備の規模

三 法人にあつては、その業務を行う役員の名

2 前項の申請書には、給油所ごとの事業の開始の日その他の通商産業省令で定める事項を記載した事業計画書及び通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録及びその通知)

第五条 通商産業大臣は、第三条の登録の申請があつたときは、次条第一項又は第五項の規定により登録を拒否する場合を除き、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を揮発油販売業者登録簿に登録しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否等)

第六条 通商産業大臣は、第四条第一項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当するときは、又は当該申請書若しくは同条第二項の事業計画書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十一条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 第三条の登録を受けた者(以下「揮発油販売業者」という。)であつて法人であるものが第十一条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前三十日以内にその揮発油販売業者の業務を行う役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号の一に該当する者があるもの

五 揮発油の品質の管理を適確に行うに足りる技術的能力を有しない者

六 揮発油販売業を継続的に行うに足りる経理的基礎を有しない者

2 通商産業大臣は、第三条の登録の申請に係る給油所の所在地が指定地区(その区域について通商産業省令で定めるところにより算定した一給油所当たりの揮発油の販売量が全国の一給油所当たりの揮発油の販売量を基礎とし地域の特性に応じて通商産業省令で定める数量若しくは下回っている市町村又は特別区の区域のうち、その地区内における揮発油販売業者の間の競争が過度に行われているためこれらの揮発油販売業者の相当部分の経営が著しく不安定となつて

いる地区として、通商産業大臣が石油審議会の意見を聴き期間を定めて指定するものをいう。以下同じ。)に属する場合において、当該申請に係る給油所における事業の開始により、その指定地区内に給油所を設置している揮発油販売業者の相当部分について当該給油所における事業の継続が困難となると認めるときは、その申請を受理した日から一月以内に限り、申請者に対し、当該事態を回避するため必要な最少限度の範囲内において、その事業の開始の日を繰り下げ、又は設備の規模を縮小すべきことを指示することができる。

3 前項の規定による指示を受けた者は、その指示に不服があるときは、その指示を受けた日から二週間以内に、通商産業大臣に書面をもつて異議を申し出ることができる。

4 通商産業大臣は、前項の規定による異議の申出を受けたときは、その申出を受けた日から一月以内に、これについての決定をし、その申出した者に、その決定の内容を通知しなければならない。

ならない。

5 通商産業大臣は、第二項の規定による指示を受けた者が、その指示を受けた日（第三項の規定による異議の申出をした場合においては、前項の規定による通知を受けた日）から一月以内に、その指示に従つて申請書又は事業計画書の記載事項の変更をしないときは、その登録を拒否することができる。ただし、その指示につき第三項の規定による異議の申出があつた場合において、前項の規定において当該異議の申出が正当であると認められたときは、この限りでない。

6 通商産業大臣は、第一項又は前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（承継）

第七條 揮発油販売業者について相続又は合併があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合においては、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その揮発油販売業者の地位を承継する。ただし、当該相続人（相続人が二人以上ある場合においては、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が前条第一項第一号から第四号までの一に該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により揮発油販売業者の地位を承継した者は、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（変更登録等）

第八條 揮発油販売業者は、第四条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更をしようとするときは、通商産業大臣の変更登録を受けなければならない。

2 第四条第二項、第五条及び第六条の規定は、前項の変更登録に準用する。

3 揮発油販売業者は、第四条第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、通商産業大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。（廃止の届出）

第九條 揮発油販売業者は、揮発油販売業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（登録の失効）
第十條 揮発油販売業者がその揮発油販売業を廃止したときは、その者に係る第三条の登録は、その効力を失う。

（登録の取消し等）

第十一條 通商産業大臣は、揮発油販売業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。
一 第六条第一項第一号、第三号又は第四号の規定に該当することとなつたとき。
二 第八条第一項の変更登録を受けなかつたとき。

三 次項の規定による命令に違反したとき。
四 不正の手段により第三条の登録又は第八条第一項の変更登録を受けたとき。

2 通商産業大臣は、揮発油販売業者が次の各号の一に該当するときは、六月以内の期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第八条第一項の変更登録を受けず、又は同条第三項の規定による届出をしなかつたとき。

二 第十三条、第十四条第一項又は第十六条の規定に違反したとき。

3 通商産業大臣は、前二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

ない。

（登録の消除）
第十二條 通商産業大臣は、揮発油販売業者の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

（粗悪な揮発油の販売の禁止）

第十三條 揮発油販売業者は、揮発油の規格として通商産業省令で定めるものに適合しない物を、燃料用揮発油として販売してはならない。

（品質管理者）
第十四條 揮発油販売業者は、給油所ごとに、通商産業省令で定める資格を有する者のうちから品質管理者を選任し、次条第一項に規定する品質管理者の職務を行わせなければならない。

2 揮発油販売業者は、前項の規定により品質管理者を選任したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

第十五條 品質管理者は、揮発油の品質の確保に關し次条の規定による揮発油の分析その他の通商産業省令で定める職務を行う。
2 品質管理者は、誠実にその職務を行わなければならない。

3 揮発油販売業に従事する者は、品質管理者がその職務に關しこの法律又はこの法律に基づく命令の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

（揮発油の分析）
第十六條 揮発油販売業者は、通商産業省令で定めるところにより、品質管理者に、通商産業省令で定める技術上の基準に適合する分析設備を使用して揮発油の分析をさせなければならない。

（表示）
第十七條 揮発油販売業者は、給油所の見やすい場所に、通商産業省令で定めるところにより、氏名又は名称、登録番号、品質管理者の氏名その他の通商産業省令で定める事項を表示しなければならない。

（帳簿の記載）

第十八條 揮発油販売業者は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、十六條の分析の結果その他の通商産業省令で定める揮発油の分析に關する事項を記載し、これを保存しなければならない。

（勧告）

第十九條 通商産業大臣は、揮発油販売業者が揮発油の標準的な販売価格と著しく異なる価格で揮発油を販売していることにより、揮発油の消費者の利益が害され又は指定地区内に給油所を設置している揮発油販売業者の相当部分について当該給油所における事業の継続が困難となると認められる場合において、揮発油の消費者の利益の保護のため必要があり又は揮発油の安定的な供給の確保のため特に必要があると認めるときは、当該揮発油販売業者に対し、これらの事態を改善するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。揮発油販売業者に対する揮発油の販売を業とする者（揮発油の販売数量が通商産業省令で定める数量以上である者に限る。以下「特定揮発油卸売業者」という。）の当該揮発油販売業者に対する揮発油の販売価格に起因してこれらの事態が生じていると認められ、かつ、当該揮発油販売業者に対する勧告のみによつてはこれらの事態を改善することが困難であると認められる場合において特に必要があると認めるときは、当該特定揮発油卸売業者に対して、同様とする。

2 通商産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、揮発油販売業者又は特定揮発油卸売業者が正当な理由なくその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

（報告徴収及び立入検査）
第二十條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、揮発油販売業者又は特定揮発油卸売業者に対し、その業務に關し報告させることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、揮発油販売業者の事務所、給油所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り揮発油を収去させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(聴聞)

第二十一条 通商産業大臣は、第十一条第一項又は第二項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間において予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(不服申立ての手續における聴聞)

第二十二条 この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに関する裁決又は決定(却下の裁決又は決定を除く。)は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長に行わせることができる。

(罰則) 第二十四条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定に違反して揮発油販売業を行つた者

二 第十一条第二項の規定による命令に違反した者

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定に違反して第四条第一項第二号又は第三号に掲げる事項を変更した者

二 第十八条の規定に違反して同条に規定する事項を記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

三 第二十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十条第二項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の過料に処する。

一 第七条第二項、第八条第三項、第九条又は第十四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十七条の規定に違反した者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に揮発油販売業を行つてゐる者は、この法律の施行の日から六十日間、第三条の登録を受けなくてもその事業を行うことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項に規定する期間内における第六条第二項

(第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第六条第二項中「揮発油販売業者」とあるのは、「揮発油販売業者(附則第二条第一項の規定によりその事業を行うことができることとされた者を含む。)」とする。

(石油業法の一部改正)

第三条 石油業法(昭和三十七年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「通商産業省令で定める規模以下のものを」と「通商産業省令で定めるところにより算定したその事業の規模(揮発油販売業法(昭和五十一年法律第 号)第二条第二項の揮発油販売業を行う者については、揮発油販売業以外の石油製品の販売の事業の規模)が通商産業省令で定める規模以下であるもの」に改める。

2 この法律の施行前にした前項の規定による改正前の石油業法に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正) 第四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第三十三号の次に次のように加える。

三十三の二 揮発油販売業者の登録	
揮発油販売業法(昭和五十一年法律第 号)第三条(登録)の揮発油販売業者の登録	登録件数 一件につき 一万円

(通商産業省設置法の一部改正) 第五条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十九号の四を第三十九号の五とし、第三十九号の三の次に次の一号を加える。

三十九の四 揮発油販売業者を登録すること。

第三十六条の三中「第三十九号の四」を「第三十九号の五」に改める。

第三十六条の七中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 揮発油販売業法(昭和五十一年法律第 号)の施行に関すること。

五月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願(第七七二九号)(第八四一七号)(第八一五七号)(第八一五八号)(第八七〇〇号)

一、独禁法の強化改正等に関する請願(第八四一九号)(第八六五三三号)(第八六八八号)

一、百貨店、大スーパーの進出等に対する中小小売店の営業の保護等に関する請願(第八四八九号)

一、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律改正等に関する請願(第八四九〇号)

一、下請中小業者の仕事の確保と最低賃金法制定に関する請願(第八四九一号)

一、鉱害復旧促進に関する請願(第八六八七号)

第七七二九号 昭和五十一年五月十四日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都足立区花畑町一八〇ノ六四ノ二〇六 矢野勇外百二十名

紹介議員 三木 忠雄君
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。
第八四一七号 昭和五十一年五月十七日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願
請願者 東京都板橋区南町一六ノ二 岩間 健一外二百四十九名
紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二五二号と同じである。

第八一五七号 昭和五十一年五月十七日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都江戸川区東小岩五ノ二〇ノ

一三 田中兼孝外二百四十九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二五二号と同じである。

第八一五八号 昭和五十一年五月十七日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 横浜磯子区上野三ノ一三 大場

富雄外二百四十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第二五二号と同じである。

第八七〇〇号 昭和五十一年五月十八日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 和歌山市州崎一五 上村恒夫外二

百二十一名

紹介議員 宮崎 正義君

この請願の趣旨は、第二五二号と同じである。

第八四一九号 昭和五十一年五月十七日受理

「独禁法の強化改正等に関する請願

請願者 香川県綾歌郡綾上町牛川五九七ノ

二 影山佳代子外三百五十五名

紹介議員 安武 洋子君

五党一致案に基づく独禁法の強化改正と、公取委

の民主的強化を行われたい。

第八六五三三号 昭和五十一年五月十八日受理

「独禁法の強化改正等に関する請願（二通）

請願者 東京都調布市若葉町一ノ三〇ノ二

二ひまわり荘内 山口昌治外四百

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第八四一九号と同じである。

第八六八八号 昭和五十一年五月十八日受理

「独禁法の強化改正等に関する請願

請願者 東京都北区赤羽西三ノ三六ノ二

小林豆外五十三名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第八四一九号と同じである。

第八四八九号 昭和五十一年五月十八日受理

百貨店、大スーパーの進出等に対する中小小売店

の営業の保護等に関する請願

請願者 愛知県豊川市南大通四ノ四四 佐

々木喜一郎

紹介議員 加藤 進君

一、大資本による、百貨店・大スーパー・コンビ

ニエンスストアの無制限な進出を厳しく規制す

るとともに、新増設の許可権限・営業活動につ

いての規制権限を都道府県知事に与えるよう大

規模小売店法を抜本的に改正すること。

二、当面、大規模小売店法を厳しく適用し、大

スーパーの不当進出に対しては現行諸法規にて

らし、厳しく取り締まること。

三、百貨店・大スーパーの進出で売上げが減少し

経営が困難になった場合は、国と自治体の責任

で長期・低利の補償融資及び税金の減免を行う

こと。

四、百貨店・大スーパーなどの進出で危機にある

小売業者を保護・助成すること。

理由

現在全国の小売店店舗数は約百六十万軒で、そ

のうち八十五パーセント、約四百四十万軒が従業員

も倒産や転廃業が続出し、残った小売店も売上げ

が三割減・五割減とじわじわ倒産や転廃業へと追

いつめられている。そればかりか、大スーパーは

その資本力にものをいわせ「法」さえ平然と無視

して不当進出を行うなど悪徳商法を行っている。

第八四九〇号 昭和五十一年五月十八日受理

大規模小売店法における小売業の事業活動の調整

に関する法律改正等に関する請願

請願者 東京都豊島区駒込一ノ二七ノ六

千葉雄外四百四十名

紹介議員 安武 洋子君

中小小売業者の窮状打開のため、次の事項の実現

を図らるべし。

一、スーパー・百貨店などの新増設を都道府県知

事による許可制とすること。

二、都道府県知事は、許可の申請があつたとき

は、周辺の人口の規模とその推移、小売業の現

状等を調査するとともに、関係市町村長、消費

者、利害関係のある事業者等の意見を聞かなけ

ればならないようにすること。

三、大規模小売店法の新増設が周辺の小売業者に

著しい影響を与えるおそれがある場合は、不許

可を含む厳しい規制を行うこと。

四、以上の事項を含む「大規模小売店法における

小売業の事業活動の調整に関する法律」を速や

かに改正すること。

第八四九一号 昭和五十一年五月十八日受理

「下請中小業者の仕事の確保と最低賃金法制定に関

する請願

請願者 愛知県大府市長草町中屋敷四九

桜井美津江外四名

水口明外六名

紹介議員 加藤 進君

一、不適切な金銭賠償等で損害賠償が打切られて

いる損害を回復すること。

二、過去の損害回復を広域的に総合復旧計画のも

とに再検討し、効用未回復の追加工事制度化

すること。

三、みなす工事の受益者負担金、区画整理を伴う

復旧の換地事務費など農地復旧での被害者負担

をなくすること。

四、閉山炭鉱から買収したり譲渡を受けた炭鉱住

宅及びその宅地などの鉱害は臨鉱法で復旧する

こと。

五、有資力鉱害の場合、まず、国が鉱害認定、復

旧工事を行い、鉱業権者から納付金を徴収する

など鉱害復旧の一元化を図ること。

六、ばた山防災事業を臨鉱法の対象とすること。

七、地方自治体の義務負担をなくすること。

八、復旧予算を大幅に増額し、早期復旧を促進す

ること。

九、河川堤防を抜本的に鉱害復旧すること。

理由

国の石炭合理化政策によつて石炭産業が完全に

撤退した田川市においては、総面積の約七十パー

セントが鉱害地であり、今なお膨大な残存鉱害量

を抱え、これが地域振興を阻むうえに大きな障害

となつており、特に地盤沈下により、昭和二十八

年のような集中豪雨が發生すれば家屋の流出はも

とより人命にもかかわる大災害が予測され、毎年

雨期には河川沿いの住民は戦々恐々として安眠で

きない現状である。

石油開発公団法（昭和四十二年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第三号中「及び附則第九条の三第一項」を、「附則第九条の三第一項及び附則第九条の四第一項」に改める。

附則第九条の三の次に次の一条を加える。

第九条の四 公団は、当分の間、第十九条第一項に規定する業務のほか、通商産業大臣の認可を受けて、石油製品販売業に係る経営の規模の適正化その他の構造改善に関する事業（二以上の石油製品販売業者（石油製品の販売量が通商産業省令で定める数量以下である者に限る。）が営業の譲渡し及び譲受けその他の通商産業省令で定める方法により行うものに限る。）に必要な資金の出資及び貸付けを行うことができる。

2 第三十五条の規定は、前項の通商産業省令に準用する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和五十一年六月十八日印刷

昭和五十一年六月十九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

G